

議第 5 3 8 0 号 富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(県決定)

[議案概要]

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画
上支障ないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 三芳町大字上富字緑 1 5 8 8 番地 1、外 3 5 筆
- 2 敷地面積 2 5, 0 1 5. 7 4 m²
- 3 用途地域 市街化調整区域
- 4 処理施設 破砕施設 1 基 新設

処理品目	処理能力
・木くず	2 9 1. 1 2 t / 日
・廃プラスチック類	9 5. 0 4 t / 日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
0 4 8 - 8 3 0 - 5 5 1 9

議第 5 3 8 1 号 児玉都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(県決定)

[議案概要]

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の敷地の位置が都市計画
上支障ないと認められるかについて、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 本庄市児玉町児玉字中島 7 8 0 - 2、外 3 7 筆
- 2 敷地面積 1 5, 0 8 8. 4 3 m²
- 3 用途地域 指定なし (非線引き)
- 4 処理施設 破砕施設 2 基 新設

処理品目	処理能力
・木くず	1 8 0. 0 0 t / 日
・廃プラスチック類	8 3. 6 8 t / 日

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
0 4 8 - 8 3 0 - 5 5 1 9